

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について(案)【国資料】

東久留米市
子ども・子育て会議
平成29年3月28日

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度(負担軽減の拡充) 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)	3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)	6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)	6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円	(同左)	14,100円
	第2子 8,050円		7,050円